

山梨県公報

第二百九十号

令和四年

六月六日

月 曜 日

目次

告示

○使用料の収納事務の委託……………三二一

○建築基準法に基づく道路位置指定……………三二一

公告

○土地改良区役員の退任及び就任……………三二一

○開発行為に関する工事の完了について……………三二三

告示

山梨県告示第三百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。
令和四年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

委託の相手方	委託に係る使用料	委託の期間
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県住宅供給公社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷金並びに駐車場の使用料及び保証金(甲府市に位置する団地(貢川団地を除く。)を除く団地に係るものに限る。)	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号 芙蓉建設株式会社	県営住宅及び特定公共賃貸住宅に係る家賃及び敷	同

社

金並びに駐車場の使用料及び保証金(甲府市に位置する団地(貢川団地を除く。)に係るものに限る。)

山梨県告示第三百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
令和四年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 指定の年月日 令和四年五月二十七日
- 指定道路の位置 富士吉田市下吉田七丁目二千七百九十番四、二千七百九十番六、二千七百九十四番四及び二千七百九十四番七
- 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小四・〇メートル
- 指定道路の延長 六十九・一一メートル

公告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、初狩土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
令和四年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林正幸	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	令和四年四月三十日
副理事長	中村忠明	大月市初狩町中初狩二千八十	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	同
小林孝昭	小林久雄	渡辺隆久	小林由雄	小林敬治	小林和人	安富芳森	小笠原泰人	岡田光市	小笠原昌一	小林正章
大月市初狩町中初狩二百七十七番地二	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩五百三番地一	大月市初狩町下初狩二千六十三番地	大月市初狩町下初狩千八百五十九番地	大月市初狩町下初狩三千三百十番地一	大月市初狩町下初狩三百七十六番地一	大月市初狩町下初狩五百十番地三	大月市初狩町下初狩三千三百三十一番地	大月市初狩町中初狩八百二十五番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

二 就任		同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同
理事長	役職名	同	小林富士夫	小林孝至	小林春樹	小林高久	小林修	小林一康	小林高志	小林孝彦	同
小林高志	氏名	飯島孝二	小林富士夫	小林孝至	小林春樹	小林高久	小林修	小林一康	小林高志	小林孝彦	同
大月市初狩町中初狩七百三十三番地	住所	大月市初狩町下初狩三千百八十四番地十	大月市初狩町下初狩二千六十五番地	大月市初狩町中初狩二千五十四番地	大月市初狩町中初狩二千八十八番地	大月市初狩町中初狩八百九十九番地二	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩七百三十三番地	大月市初狩町中初狩八百八十八番地	同
令和四年五月一日	就任年月日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	理事	同	副理事長
渡辺隆久	小林正幸	土屋宗一	小林英俊	今泉勲	田中一夫	安富芳森	戸井田龍巳	小笠原昌一	小林孝彦	中村忠明
大月市初狩町中初狩三百七十二番地一	大月市初狩町中初狩百六十四番地八	大月市初狩町下初狩千八百十一番地三	大月市初狩町下初狩二千九十五番地	大月市初狩町下初狩二千二百二十九番地	大月市初狩町下初狩三千二百三十三番地十五	大月市初狩町下初狩三千三百一十番地一	大月市初狩町下初狩三千三百九十五番地六	大月市初狩町下初狩三千三百三十一番地	大月市初狩町中初狩八百八十番地	大月市初狩町中初狩二千八十一番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同
飯島孝二	小林正章	佐野美治	小林孝至	小林高久	小林修	小林一康	小林孝昭	小林由雄	小林久雄	
大月市初狩町下初狩三千百八十四番地十	大月市初狩町中初狩八百二十五番地	大月市初狩町中初狩二千二百五十四番地	大月市初狩町中初狩二千五百四十四番地	大月市初狩町中初狩八百九十九番地二	大月市初狩町中初狩八百六十九番地	大月市初狩町中初狩八百十八番地	大月市初狩町中初狩二百七十七番地二	大月市初狩町中初狩五百三十三番地一	大月市初狩町中初狩四百八十四番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

令和四年六月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 山梨県南都留郡鳴沢村字大鹿窪四千四百三十四番一の一部、四千四百三十四番二、四千四百三十八番の一部、四千四百四十七番一の一部、四千四百四十七番三の一部、四千四百四十七番四の一部、四千四百四十七番五、四千四百五十番の一部及び道の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県南都留郡鳴沢村二千二百七十八番地
コミヤマエレクトロン株式会社 代表取締役 渡邊 明雄